

「構造改革とはなにか 新編 日本国の研究」(著者 猪瀬 直樹)より

第三章 税逃れの実態と法的な欠陥

公益というタテマエで税金を支払わないまま、ビルを建て、政治家に献金し、大量の内部留保を有している社団・財団法人は、犯罪の温床でもある。税による監視がないばかりか、民間法人であるため情報公開を免れてきた結果である。法的な欠陥を衝きながら問題を整理する。

小泉「首相」の号令で公益法人の一掃を

日本国はあちらこちらに構造改革の必要性が迫られている。哀しいのは、日本人がなにをどのように改革したらよいか、気づいていないところだ。

森喜朗前首相の悪口を報じつづけたメディア、批判はパフォーマンスについてばかりだった。ほんとうは森個人などどうでもよい。順送り人事は日本の企業の恒例、からかっているだけだ。赤提灯で上司の悪口を酒の肴にしているうちは会社は安泰、自分も安泰なのだ。自分を問いつめていないのだから。

しかし、どうだろう。日産のようにカルロス・ゴーンが現れたら。社にとって君は必要か、と問われる。他人ごとではない。改革には痛みが伴う。日本人は真の選択を避け現状維持を選んできた。ダメ森を言い訳に。安全地帯で悪口を言う卑怯さ。

改革をしたい、と主張しつづけた人物を首相にしたほうがよい。会社の社長も同じだ。覚悟のない人物はいけない。好き嫌いはちょっとおく。中曽根康弘元首相は弱小派閥で首相にはなれない、と見られていた。当人は本気で首相を目指していて、自民党の青年将校と呼ばれていた時分より自宅の風呂場でいつもF E N (極東米軍放送)を聴いていた。首相になって訪米したら英語でジョークぐらいいは……、と準備していたのだ。執念とイメージトレーニングの成果が長期政権をもたらした。

小泉純一郎も執念の人、権力ではなく政策への執念である。でなければ構造改革など、できはしない。構造改革は、まず特殊法人等と社団・財団に代表される公益法人の廃止・民営化から進めればよい。ひとつひとつ具体的に、洗い出してチェックしていく。必要なものと必要でないもの、必要であってもコストを削減できるもの、経理を公開させ課税が可能なものには査察を行ない内部留保を吐き出させること。小泉さんひとりではできないことではない。結局、船が沈んではおしまいだから日産の社員はゴーンさんに協力し盛り立てる方法を選んだのだ。誰かにやってもらう、という気持ちではなにもはじまらない。

社団・財団などの公益法人は、なぜ税金を支払わないのか。彼らはほんとうに公益のために存在するのか。それをチェックするひとつの機関として期待したいのは税務警察、す

なわち国税庁である。そこで国税庁の実地調査の現状を確認してみた。

驚いた。税務署の実地調査は、九九年度（平成11年度）実績でみると、二百六十八万法人の申告に対して十六万六千件しか行っていない。なんと実施率は六パーセントでしかない。単純に計算すれば、税務署員がひと回りするのに、つまり調べにやって来るのは、十七年に一回の勘定になる。

じつに僕は驚いた。おかしいじゃないか。なぜなら借金だらけの火の車の僕のところには五年に一回はやって来るからだ。しかも一日中、居すわって帳簿をめくっている。ちょっとした記載ミスの十万、二十万円程度を見つけて帰って行く。税理士が「なにもないと帰れないからね。お土産があったほうがいいんだよ」と苦笑した。まったく経済効率が悪い仕事ではないか。

国税庁の諸君！君たちにはほかにやることがあるだろう。だからあえて僕は訊ねた。社団・財団法人から税金を取ったらどうか。日本ガス機器検査協会の内部留保が三十四億円もあるではないか。きびしく調べたらいかがですか、と。

すると「公益法人等の実地調査の状況」という表を示した。あれ？と眼を疑った。年間で一千二百件ほどやっている。ほんとうか。社団・財団は二万六千あるから、ふつうの法人に対する調査の比率とそれほど違いがないのかな、と思ったが錯覚だった。この場合の公益法人には、宗教法人・十八万四千、学校法人・七千五百、社会福祉法人・一万五千、その他・二万一千が含まれている、とわかった。合計二十五万三千の公益法人に対して、たった一千二百件だと！〇・五パーセントにも満たない。これでは二百年に一回しか実地調査はない、ということになる。宗教法人を含めてほとんどが税金を払っていないから公益法人の税務申告数は二万二千件でしかなく、それならば実施率は五パーセントに上昇する。それでも二十年に一回しか税務署員が回って来ない計算になる。

国税庁側はこう弁明した。

「公益法人の場合の不正発見割合は八パーセントほど。申告法人全体では二五パーセントなので不正発見割合はきわめて低い。民間に較べると公益法人にそれほど問題があるとは思えない」

そもそも公益法人にとってなにが不正であり、不正でないか、ふつうの法人と尺度が違うのだ。尺度が違えば割合も変わる。巨額の内部留保でビルを取得したり保養所をつくったりして、それでも不正でないとしたら基準自体がおかしいと考えるほかはない。さらに社団・財団法人の税逃れの根拠となる法令に検討を加えていきたい。

白昼堂々の税逃れ - 双面の財団法人の怪

社団・財団法人など公益法人が税金を払わずに、なぜ法外な内部留保を維持できるのか、そのあたりのグレイゾーンについては不明な部分が多い。公益法人の本体は課税されないが収益事業については二二パーセントの軽減税率が適用される、ということになっている。

だがひとつの法人の内部にあっては公益部門と収益部門がきれいに分類できるのだろうか。事務所に並んでいる机のこの辺が公益である辺が収益などと、うまく区別できるとは思えない。

たとえば電気技術者試験センターという財団法人が有楽町の電気ビル北館三階にある。ここでは五つの試験を販売している。

電気事業法にもとづく第一種電気主任技術者試験、第二種電気主任技術者試験、第三種電気主任技術者試験、及び電気工事士法にもとづく第一種電気工事士試験、第二種電気工事士試験である。漢字だらけでうんざりするが簡単に説明すると、前の三つは工場やビルなどの電気設備の建設や保守管理にあたる者、後の二つは一般住宅や小規模な店舗の電気工事の現場作業者に課せられた資格である。五つの試験はランクにより一万円弱から一万五千元強の受験料が徴収される。

当然、株式会社関電工などの社員は、こうした試験を押し売りされる側になるのだろう。年間で二十三人ほどが受験させられている。その結果、試験センターの売上総額は二十六億円に達するのだ。試験センターの職員は、旧通産省天下りの理事長と専務理事の二名のほかに二十四名がいる。単純に頭割りで換算すると一人で一億円の売上高、まさに高収益企業である。試験問題をつくるのは試験センターだが、その実施はほぼ丸投げに近い状態なので売上げは多いけれど粗利は鞘を抜くかたちになる。

それでも基本財産を含めると内部留保は三十億円、貸借対照表をみると「運営強化財産」とか「災害時等試験実施準備引当預金」、「手数料平準化準備引当預金」など、怪しい項目が並んでいる。

さて問題は税金である。これだけの高収益で内部留保を保有していて非課税扱いとされているのはどう考えても変だ。関電工などの民間企業を搾取してそのうえに胡座（あぐら）をかいているのだから。おかしいのではないかと指摘すると、文書で以下の回答を寄越した。

「具体的には公益法人等が請負又は事務処理の受託としての業務を行う場合 - その業務が法令の規定、行政官庁の指導又はその業務に関する規則、規約若しくは契約に基づき実費弁償により行われるものについては、所轄税務署（麹町税務署）長の確認を受けることによる非課税の扱いの適用を受けることになっており、その適用を受けております」

わかりにくいかもしれないが、キーワードは「実費弁償」である。行政当局の業務を代行して試験を実施した、それなりのコストがかかりました、実費にあたるものは受験者から弁償してもらいました、との意味だ。実費以上はもらっていないので収益事業ではない、だから非課税です、所轄税務署の署長にも確認してもらっています、と説明しているのである。

ここまで来て読者は、あれ、不思議だな、と思うだろう。内部留保が三十億円もあるのだから、実費ではないではないか、と。試験そのものの存在も疑問だが、百歩譲って試験を認めたとしても、たとえば半額で実施して受験者の負担を少なくするか手立てはある

はずである。疑問はさらに倍加する。紛らわしい名称の財団法人が有楽町ではなく新橋にもうひとつあるのだ。

電気技術者試験センターではなく電気工事技術講習センターである。

前者の資格には五年毎に講習が義務づけられているものがあり、そのために後者の講習を受けなければならない。また試験合格のための義務的な講習もやっている。三つの講習があって、第一種電気工事士定期講習、認定電気工事従事者認定講習、特種電気工事資格者認定講習で、受講料は一万円強から一万五千元までである。

両センターは、ほぼセットの関係といえる。こちらでは講習を販売します、あちらで試験を購入してください、とたらい回しにされるのだ。

電気工事技術講習センターの売上高は二十二億円、理事長と専務理事に加えて職員が十四名、内部留保は三十六億円。まったく瓜二つの財団法人ではないか。

電気工事技術講習センターで税金の支払いについて質した。その結果、公益法人の課税、非課税の基準について根本的な疑問にぶつかることになった。

講習センターは、自分たちの仕事はそもそも収益事業ではない、よって所轄税務署（芝税務署）に対して非課税にしてほしいとの申請はしていない。実費弁償の申請もしていないが、所轄税務署は認めてくれている、と答えた。

双子の法人に対して、麹町と芝のそれぞれの税務署が収益事業の解釈を異にしているのである。行政当局の業務を代行して試験や講習を販売しているのだから、僕は実費弁償という考え方をするのかと思ったが必ずしもそうではないらしい。

税務当局が、なぜダブルスタンダードになってしまうのか。税務署の及び腰が感じられる。公益法人の闇は深い。税逃れの根拠となる法令を精査する必要がある。

財団法人の不透明な収益事業

社団・財団法人の設立の根拠は明治二十九年につくられた民法第三十四条「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」である。日清戦争の二年後、一八九六年につくられた古色蒼然としたこのたったひとつの条文が今日に及ぶ巨大な闇の世界をつくり出してしまった。

公益のための法人だから税金をとらない、とこれに対応するのが法人税法第四条である。第七条で収益部門については課税の対象とされる、とした。公益部門には税金をかけないが、それとは別に収益をあげる事業をしている場合、そちらは課税の対象としますよ、ただし収益をあげてもその二割は本体の公益部門へ損金として算入してよい、と第三十七条（施行令73条）に記されている。さらに第六十六条では軽減税率の規定がある（特例法第16条に明記。235ページ参照）。

四条で税金をとらない、ただし七条では収益部門からは取る、三十七条でそのうちの二

割はオマケ、さらに六十六条でふつうの会社より安くします、と手厚く優遇されているのである。

このあと、さらにさらに、なのだ。社団・財団では本来の業務のほかにさまざまな収益事業をしているが、それらがすべて収益と見做（みな）されるわけではない。法人税法施行令第五条（政令＝法律ではなく内閣が制定する命令）で、公益法人の収益事業の課税ベースは以下の三十三業種に限定されている。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業（事務処理の委託を受ける業を含む）、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、21 鉱業、22 土石採取業、23 浴場業、24 理容業、25 美容業、26 興行業、27 遊技所業、28 遊覧所業、29 医療保健業、30 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン、自動車操縦又は一定の船舶操縦の教授を行う事業又は入試、補習のための学力の教授若しくは公開模擬学力試験を行う事業、31 駐車場業、32 信用保証業、33 無体財産権の提供等を行う事業

ところが三十三業種に、社団・財団が販売している資格試験、講習、検査が入りにくい。いちばん近いのは 請負業である。だが施行令第五条の請負業の項は、まるで針の穴を通れと言わんばかりの例外規定が付けられている。

「法令の規定に基づき国又は地方公共団体の事務処理を委託された法人の行うその委託に係るもので、その委託の対価がその事務処理のために必要な費用をこえないことが法令の規定により明らかなことその他の財務省令で定める要件を備えるもの」

つまり、資格試験、講習、検査をするにあたって、ユーザーから徴収する料金が実際にかかった費用と見合っていれば、収益事業とは見做さない、のである。電気技術者試験センターは、麹町税務署の判断で、この要件を満たしているとして 請負業であっても収益事業ではない、と判断されたと記した。それならなぜ内部留保を三十億円も保有できるのか。試験の代金が、実費をはるかに超えているからだろう。また講習を強制的に販売している電気工事技術講習センターは、施行令第五条の収益事業の三十三業種にあてはまるかどうか以前に、講習自体が非収益事業、と芝税務署で判断されたと弁明している、内部留保が三十六億円あっても。

二つのよく似た財団法人は税務署により解釈が分かれたが、いくら儲かっていても、いずれも収益事業をしていない、ということになったわけだ。

講習センターの場合には、施行令第五条そのものを無視しているように見える。試験センターの場合には「委託の対価がその事務処理のために必要な費用をこえないことが法令の規定により明らかな」なので、請負業の例外として課税の網の目からすると抜け落ちた？試験センターの試験の一部は電気工事士法に定められているが、第十条には「実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない」とあり、電気工事士法施行令に手

数料の金額が明示されている。その金額が「実費を勘案」しているか、なぜ税務署は適切な判断を下せなかったのか。

入手した一枚の文書を手掛かりに、税務署の可能性と改革を阻む壁について明らかにしていきたい。

財団法人に税金を払わせるために政令の改正を

ここに一通の文書がある。「公益法人等が行う事務処理の受託事務が実費弁償により行われていることの証明願ひ」。「申請者名」は、「財団法人電気技術者試験センター」の「理事長」、宛先は「通産省資源エネルギー庁公益事業部電力技術課長」となっている。

財団法人は必ず監督官庁があり、このケースでは旧通産省になる。

電気技術者試験センターは、資格試験を販売して利益をあげている。試験は法律にもとづき実施されるので、その仕事は「受託事務」で、「実費弁償」すなわち実際にかかる費用を前提にしてユーザーから料金を徴収している、儲けの出ない適正な価格で試験を販売している、との証明書を発行してほしい、と文書でお願いしているのである。

社団・財団法人を公益法人と定めた民法第三十四条があり、それにもとづいて法人税法第四条（公益部門の非課税）と第七条（収益部門の課税）がある。民法も法人税法も改正したいが国会審議が必要で、ここは変えにくい。

法律の下位に内閣が発する政令がある。繰り返すが、収益事業の課税ベースを三十三業種に限定列挙した法人税法施行令第五条は政令である。電気技術者試験センターは、三十三業種の中の第十番の請負業のカテゴリーに入ると判断したが、そっくりさんの電気工事技術講習センター側は、そもそも三十三業種にあてはまらない、と考えた。その時点で講習センターは税金を払わずに逃げた。請負業にあてはまるとした試験センターにはそこから税金免除のための長い道程が待っているのである。

では冒頭の手続き文書に至るまでにどんな流れがあったのだろうか。文書にはつぎのような表現が出てくる。

「(これらの試験にともなう事務は)法人税基本通達15 1 28の取り扱いによる実費弁償により行われていることの税務署長の確認をうけたい」

基本通達15 1 28とはなにか。

「公益法人等が、事務処理の受託の性質を有する業務を行う場合においても、当該業務が法令の規定、行政官庁の指導又は当該業務に関する規則、規約若しくは契約に基づき実費弁償により行われるものであり、かつ、そのことにつきあらかじめ一定の期間(おおむね5年以内)を限って所轄税務署長の確認を受けたときは、その確認を受けた期間については、当該業務は、その委託者の計算に係るものとして当該公益法人等の収益事業としないものとする」

読んでもなんのことかわからない。簡単に説明すると、実費弁償であるとなんらかの形

で証明してもらっていけばよい。法令に書いてあってもよいし所管省庁のお墨付きでもよい。あるいは自分たちでそんな規則をつくってあるぞ、でもよい。所轄の税務署が確認すれば五年間は、収益事業でない、とされ非課税になる。だから五年ごとに更新の書類を提出していれば済むのだ。

法令の効力の問題に戻りたい。

政令の下に省令がある。政令としての法人税法施行令第五条に対応して財務省令としては法人税法施行規則第四条があり、実費弁償の要件が記されている。実費弁償かどうか法令に明記されていること、事務処理が必要な費用をこえるに至った場合には減額すること、などがある。施行令第五条と施行規則第四条はほぼ同様の趣旨と思われる。では電気技術者試験センターは、政令、省令をするりとくぐり抜けてどこへ到着したのか。

15 1 28は国税庁がつくった通達である。試験センターは、旧通産省に実費弁償であると文書で証明してもらい、通達に記されている条件をクリアした。こうして晴れて(?)非課税となったのだ。となると政令 省令 通達という関門に意味があったのだろうか。

そう疑うのは試験センターが旧通産省に「証明願い」を出してから、「証明する」の文書が戻って来るまでに三日間しか要していないからだ。役所にしては迅速すぎる。収支報告書を詳細にチェックしたり、実地調査をしたりしたとは思えない。僕はここで、はたと考えた。政令も省令も、最後の関門の国税庁通達も、所管省庁の一片の証明書の前で何の意味をも持たない、と。

そうであるならば、政令そのものを見直すしかない。収益事業の課税ベースを、三十三業種より増やしていけば、社団・財団法人の収益事業を補捉することができるはずだ。資格試験、講習、検査、は十番の請負業ではなく、三十四、三十五、三十六といちいち追加の番号をつけ収益事業と定めればよい。いやほんとうは番号を追加していくポジティブリスト、つまり限定列挙したものだけが課税の対象ではなく、逆に限定列挙したもの以外はすべて課税、とするネガティブリストにして全体に網をかけるよりほかはない。

ただし政令の改正は各省庁の事務方のトップである事務次官会議の承認を得なければならないので困難がともなう。社団・財団法人に厳しいチェックを入れるとしたら、どの省庁も反対する。ハンセン病訴訟で行政側は控訴が当然だとしていたように、行政機構の壁は厚い。それでも小泉内閣は、政治の力でここを突破した。僕は内閣主導で施行令第五条の改正を提案したい。

そうでないと、国税庁がつくった通達そのものが、結果的に脱税を助けてしまうからだ。税務の現場にとってそんなくやしいことはないのではないか。

* 試験センターは01年4月25日より試験手数料の二割値下げに踏み切った。講習センターはいまだに料金を改定していない。適正な実費を算定する第三者機関は存在せず、所轄税務署の厳しいチェックが望まれる。

政府税制調査会と行革断行評議会の両面から考える

石原伸晃行革担当大臣の下につくられた行革断行評議会の委員となった。第一回会合は〇一年六月八日に開かれた。第二回目は六月二十日、政府が二日後に決定する特殊法人改革の「中間取りまとめ」について討議するためである。

百六十三ある特殊法人・認可法人の全事業に見直しのチェック項目をつけて縮減の対象とすることになった。事業類型に分けて投網をかけないと、日本私学振興財団と私立学校教職員共済組合がくっついて日本私立学校振興・共済事業団、二つが一つになった、というやり方で逃げられてしまう。

議事内容のすべてを公開する段階ではないが、特殊法人の民営化では、各省庁が胴元の公営ギャンブルについても考え直すべきだ、と僕は主張した。ただこういう場合には刑法とのからみが出てきてしまう。つねづねカジノ問題で提起してきたように日本にはゲーミング法がない。先進国でゲーミング法がないのは日本のみであり、地方分権の方向で変えていく必要がある。都道府県ないしは市町村に税収をもたらす仕組みをゲーミング法でつくったらよい。

特殊法人改革は周辺の法律へも問題が波及するというのを小泉首相に理解していただかないといけない。

公益法人については第三回目の会合、七月十八日である。

社団・財団は税制との関係で攻めていかないと行革推進事務局だけでやった場合に、肝心な部分で逃げられる恐れがある。僕は五月二十二日の政府税制調査会（第13回総会）でつぎのように発言しておいた。

*

〇猪瀬委員ー小泉総理大臣は所信表明演説で「特殊法人についてゼロベースから見直し、国からの財政支出の大胆な削減を目指します。また、公益法人の抜本的改革を行います」と述べました。

今日の議題の中で、公益法人をきちんと俎上にのせていただいているので、税調もそういう姿勢であろうと判断しております。配付されたペーパーに、「近年公益法人等の各種団体の行う事業内容が次第に拡大し、かつ多様化してきている中で、民間企業が行う事業内容との間に大きな違いがなくなっている」（「わが国税制の現状と課題 - 二十一世紀に向けた国民の参加と選択」税制調査会・平成12年7月）とありますが、それだけではなくて、民間企業に対して競合し民間企業の事業活動を圧迫しているということがあるわけです。これは、規制緩和委員会、いまの総合規制改革会議、そういうところで当然扱うべき事柄でしょう。さらに「公益法人課税についての見直しを行う場合には、まず、その実態を充分把握する必要があります」と書いてあります。石原伸晃行革担当大臣の下で内閣官房の行政改革推進事務局でやっている見直しというか、調査と絡み合ってくるのですが、問題は、規制改革会議とか、内閣官房の行政改革推進事務局がやっている調査が必ずしも

充分ではないということ。やはり税制の立場から、これらの委員会やそれぞれの組織と協力し合いながら改革を後押ししていくべきです。公益法人は、税制から攻めていくことがきわめて有効であるというふうに考えています。

法人税法施行令という政令で「収益事業の範囲」を三十三業種にしています。ところが三十三業種あっても当てはまらないものがたくさんあり、課税の対象にならないんですね。皆さんご承知でしょうけれども、法人税法第四条で「公益法人は原則非課税である」となっていて、法人税法第七条で、「収益事業から生じた所得は法人税がかかる」と書いてある。それから、特例法で軽減税率というものがある。社団・財団など公益法人は適用税率が二二パーセント、普通法人の三〇パーセントより低い。それだけでなく損金算入で、二〇パーセントは収益から本体のほうに消えていく。いろいろな逃げ道があるのですが、とくにこの三十三業種に当てはまらないと収益でないということになっていくと、課税ベースが非常に限定されてしまう。そもそも本体自体が課税されないということですから、収益のところからも本体のほうに逃げていってしまう。

そこのところが問題なんです。この三十三業種は固定的なものではなく、どんどんどんどん追加されて三十三にまで増えたんです。ところが昭和五十九年度（84年度）に四つ追加があった、二十九が三十三になったのが最後なんです。ということは一九八四年ですから、二十年近く前に追加したままの状態、世の中はどんどん変化しているいろいろなものができているのに三十三業種で止まってしまった。

もともと追加がないものをどういうふう処理しているかということで、僕は国税庁の人にいろいろ訊ねてみたけれども、例えば公益法人がやっている事業の中に、資格とか、試験とか、認定とか、講習とか、免許とか、いろいろなものがあります。それは国の法律に基づいてやっている場合もあるし、そうでない場合もあるけれども、要するに、試験を販売したり、認定を販売しているという商売なんです。

いろいろなものを販売している。販売していて、かなり利益を上げているわけです。では、それが三十三業種のどこに入るのかというと、請負だろうという判断なのです。十番目に請負業というのがあり。政府から委託されてこういうものを請負っていると。請負業だけでも、この請負業の解釈がまたよくわからない。そういうよくわからないのがたくさんあって三十番目の洋裁、和裁うんぬんのところは洋裁教室とかそういうのをやっている。資格や講習がその三十番目に入るかどうか。十番目が三十番目か、近いのはこれしかないわけですね。このあたりを詰めていかないといけない。どこにも当てはまらなければ、どうなのかということでは大きな問題なんです。

政令（施行令）の下に省令（財務省令）があって、公益法人の本体の事業のほうで収支トントンであれば問題はないんだ、というニュアンスになっている。さらにその下に法人税基本通達（国税庁通達）というのがある。15 1 28など幾つもある。こうした通達でも、請負業に入るかどうかといういろいろな判断の基準みたいなものがこと細かに記されています。

試験とか、資格とか、認定とか、そういったいろいろな事業が請負いに入らない場合は残りの三十二業種しかない。その三十二業種にいちいち当てはめてみて駄目ならば、これは非課税である、こういうふうなニュアンスで書いています。そうすると、どんどん課税ベースが限定されていって逃げていってしまう。それが現状です。

これは、民法三十四条や法人税法などの法律改正になるといろいろな問題が出てくるかもしれない。各省庁との壁があるけれども、少なくとも通達の範囲では、省令の下ですから、その気になれば簡単に変えられるはずなんですね。だから、国税の人が仕事しやすくできるような形を、税制、あるいは行政指導的に後押ししてあげれば、かなりいろいろやれるわけです。僕はこの間いろいろ調べていて思ったのですけれども、基本的に皆さんにとってもわかりにくい話になってしまうんです。

こうした事実が明らかでないから、なかなか認識に至らないわけです。それで国税の現場が混乱していると思うのです。

ちょっと長くなって申し訳ないけれども、大事なことからもう少し言います。例えばこんなものがあるんですね。

電気技術者試験センターという財団法人が有楽町にあります。これは五つぐらいの試験を販売しているわけですが、理事長と専務理事が天下りでいて、あとは社員が二十四人いて、売上げが二十六億円ですから、売上げは一人一億円です。これはすごいですよ。それで内部留保が三十億円ぐらいある。おかしいのは、電気技術者試験センターというのがあるのに、同時に電気工事技術講習センターというのがあるんです。これは新橋のほうにあるわけです。そうすると、税務署の管轄が違うんですね。これは何をやっているかという、講習を販売しているんです。電気技術者試験センターで試験を受けて、五年ごとに更新する講習をこちらでやっている。二つそっくりなのがあって、社員の数も同じぐらいで、売上げが二十億円ぐらいで、内部留保が三十億円ぐらいたまっている。それで、電気技術者試験センターは麹町税務署であって、電気工事技術講習センターは芝税務署です。そうすると試験の販売とか講習の販売について、適正な料金かどうかという判断は、幾ら幾らでやるとか法律にある程度明記してあって、電気工事士法とか、いろいろ細かい法律はありますけれども、そうするとそれぞれ判断が違うから、例えば電気技術者試験センターでは、これは実費弁償だから非課税の扱いだというふうになる。電気工事技術講習センターでは、そもそもが公益事業であるから非課税だ、となるのです。

実費弁償という言葉が出てきましたけれども、実費弁償というのは、例えば実費で一千円で試験ができる。だったら一千円で試験をやればいいわけですが、それを一万円請求する。そうすると実費ではないわけです。九千円が余ってしまう。

そういうふうなことをどうチェックするか、非常に大事なことです。国税庁には力があるというか、人数がいるわけですから、これをきちっと全部チェックしていくと、結構いろいろなことが明らかになって改革ができるわけです。例えば石原担当大臣のほうで六十余人の行政改革推進事務局のスタッフがいても各省庁から上がってくるデータをただチェ

ックするふうになってしまう。やはり実行部隊をもっている国税庁がきちんと調査していけば、かなりの部分が把握できるわけですね。

それから、国税の現場でこの三十三業種を出しているのは法人税法の施行令ですね。この施行令はなかなか改正しにくいかもしれない。政令ですから、全省庁の事務次官会議で通らなければだめなので、これはいやだという省庁、その背後に族議員もいたりしますから、そういう反対意見が出てくるので通らないかもしれない。しかし、それは小泉内閣で改革断行とっているのだから、この三十三業種目に対して、試験とか、講習とか、資格とか、いろいろ販売しているものを三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十と、どんどんどんどん追加して五十ぐらいにしていればいい。そうしたら逃げ道はないんです。そういうことこそが具体的な改革の実践的な方法で、それを税調できちんと確認していただきたいなというふうに思っています。

○石弘光政府税調会長（一橋大学学長） - すごい問題意識をお持ちでございますが、審議の進め方で何かご要望はございますか。いずれ総会等々で取り上げればよろしいでしょうね。

○猪瀬委員 - 要するにここで話ただけで終わってしまうのではなくて、具体的にこれをのせていくというふうに石さんからおっしゃっていただく。

○石会長 - わかりました。

* 税調の審議はインターネットで生中継されており、議事録も速記が上がりしだい公開される。<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>

行革断行評議会のHPは以下の通り <http://www.gyokaku.go.jp/hyougikai/index.html>（2001年8月下旬より「道路四公団の分割民営化案」や「住宅金融公庫の廃止・民間市場化案 - 既存債務者の完全保護をしつつ」などが載るようになった）。